

令和元年度

兵庫県立神崎工業高校

危機管理マニュアル



「1.17 は忘れない」学習資料 災害からいのちを守るために」より

(兵庫県教育委員会 発行)

兵庫県立神崎工業高等学校

所在地	〒660-0802 尼崎市長洲中通1-13-1
本校電話	06-6481-5503
災害時優先電話	06-6481-5708

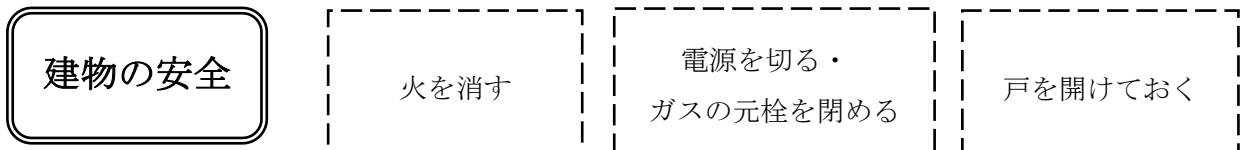
第1部 防災・防犯危機対応マニュアル

1 地震が発生した場合（生徒在校時）

(1) 地震発生直後の対応（揺れがおさまるまで約1分程度）

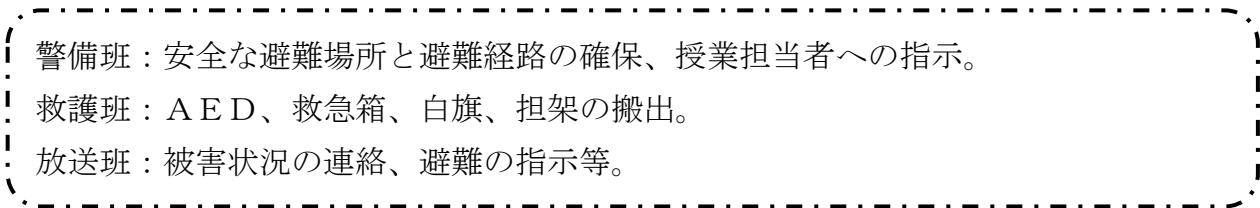


※有毒ガス発生の恐れのある時は、ハンカチで口と鼻を覆う。

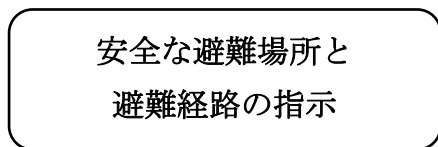


※サイレンや放送を聞きやすくすると共に避難経路確保のため、戸や廊下側の窓を開ける。

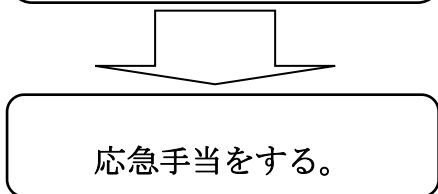
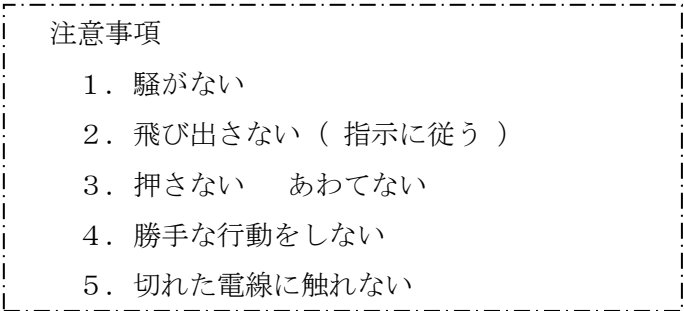
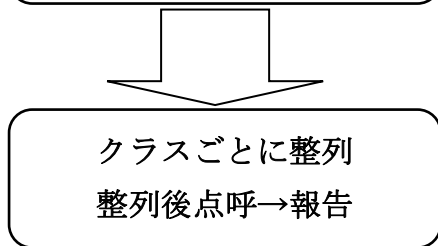
(2) 避難誘導（警備班・救護班・放送班：職員室に待機している教職員）



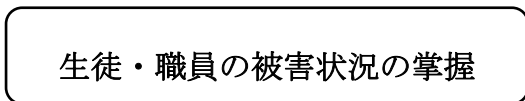
※放送または警備班の指示により、**授業担当者が避難誘導**をする。



- 生徒は授業担当者の指示に従う。
- 避難経路の障害物に注意する。



- 生徒の点呼確認：授業担当者→本部に報告
- 職員の点呼確認：学年主任→本部に報告
- ※欠席者の把握を確実にする。



- 救護所の位置を旗等で明示する。

(3) 校内防災団（団長：学校長 11 ページ参照）を組織し、学校長は県教委に連絡

○人員点呼・応急処置 → 状況の掌握

校内施設の被害調査と安全確認

○管理責任者は被害状況と危険箇所の調査
→防災団本部へ報告

重要書類・物品の搬出

○搬出班を中心として重要書類の搬出

震災情報の入手に努める

関係機関連絡先 12 ページ

(4) 保護者への連絡と生徒の帰宅

○学校への連絡方法指示

帰路と家庭の安全が確認できた生徒から帰宅

帰宅の確認

(5) 教育活動再開の検討と指示

教育活動再開の検討

○校務運営委員会のメンバーを中心に教育活動の再開を検討 →決定後、生徒および各機関に連絡

2 地震が発生した場合（登下校時）

○防災団の組織、生徒の安否確認、県教委への連絡（12 ページ ～ 参照）

危険が少ない所に一時避難 → 揺れが止まってから安全な場所に移動

学校・家庭への連絡

3 地震が発生した場合（生徒不在校時）

職員は徒歩・自転車等で出勤 → 職員室に集合・管理職と協議

ガスの元栓・水道・電気の安全を確認

関係機関連絡先 12 ページ 参照

防災団の組織・県教委への連絡

関係機関連絡先 12 ページ 参照

電話で生徒・職員の安否を確認

職員連絡網および
生徒個人カード参照

教育活動再開の検討と指示

校務運営委員会メンバーを中心に協議

4 火災が発生した場合（生徒在校時）

(1) 火災発生直後の対応 ※サイレンや放送を聞きやすくするために、戸を開ける。

身体の安全
延焼の防止

電源を切る。
ガスの元栓を閉める。

戸を開ける。

※有毒ガス発生のおそれのある時は、ハンカチで口と鼻を覆う。

(2) 初期消火・消防署への通報

初期消火

消火器による消火活動

延焼の防止

119番通報

(3) 避難誘導（3 ページ 地震発生時の避難誘導に準ずる。）

放送または警備係の指示により、授業担当者が避難誘導をする。

安全な避難場所と
避難経路の指示

延焼防止のため、戸や窓を閉めて避難する。
授業担当者の指示を守る。

戸を閉める

クラスごとに整列
整列後点呼→報告

- 生徒の点呼確認：委員長→授業担当者
→担任→学年主任→教頭
- 職員の点呼確認：各防災班班長→教頭
※欠席者の把握を確実にする。

応急手当をする。

- 救護所の位置を旗等で明示する。

(4) 防災団を組織し、県教委に連絡

生徒・職員の被害状況の掌握

- 人員点呼・応急処置 → 状況の掌握

校内施設の被害調査と安全確認

- 管理責任者は被害状況と危険箇所の調査
→防災団本部へ報告

重要書類・物品の搬出

- 重要書類・物品の搬出

教育活動再開の検討

- 校務運営委員会メンバーを中心に、教育活動再開を検討し、決定後、生徒および各機関に連絡。

5 火災が発生した場合（生徒不在校時）

5 ページ「3 地震が発生した場合（生徒不在校時）」に準ずる。

6 大津波警報が発令された場合（生徒在校時）

※放送または警備班の指示により、授業担当者が避難誘導をする。

安全な避難場所と
避難経路の指示

- 本館および機械科・電気科実習棟3階以上のフロアに避難する。

※尼崎市では今後発生することが予想される南海地震の際に、最大5m程度の津波が2時間ほどで到達する可能性があることが予想されている。

7 住民が学校に避難してきた場合

- 緊急時等において、本校を避難場所として開設する必要がある場合は、尼崎工業高校と協議する。
- 平成 26 年 11 月、県立尼崎工業高校と本校は、尼崎市と津波等一時避難場所・指定避難場所・広域避難に関わる指定避難場所・大火災避難場所として指定し、学校施設利用することを承諾する旨の契約を交わしている。

8 尼崎工業高校および関係機関との連携

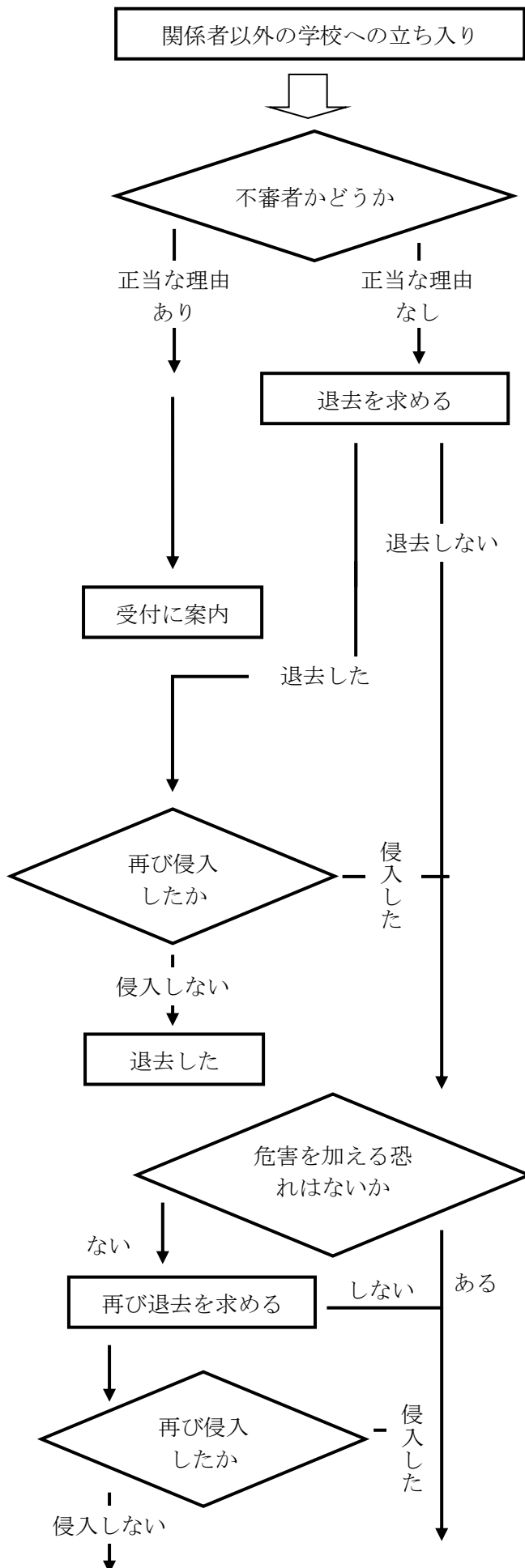
- (1) 尼崎工業高校
安全点検や避難場所になった場合の対応等
- (2) 公共機関等
尼崎東警察署、尼崎東消防署（常光寺出張所）、関西電力、大阪ガス、医療機関
- (3) 地域自治会
校内配置図と避難場所、立入禁止区域、緊急時の連絡先、校区内学校との分担
- (4) 尼崎市
避難住民の想定数、行政と学校の役割確認、生活必需品及び食料品の確保

9 学校における不審者への緊急対応

(1) 不審者侵入時の教職員役割分担

全体指揮・外部との対応	校長、教頭	
保護者等への連絡	学年担当	
避難誘導・安全確保	学年担任、授業担当者	
不審者への対応	発見者、生徒指導部	
応急手当・医療機関等	養護教諭、保健部等	
電話対応・記録	事務職員等	
安否確認・情報の集約	全体掌握	教頭、生徒指導部長
	学年	学年担任
	校内巡視	担任外教員、生徒指導部

(2) 緊急事態発生時の対応



不審者かどうかの見分け

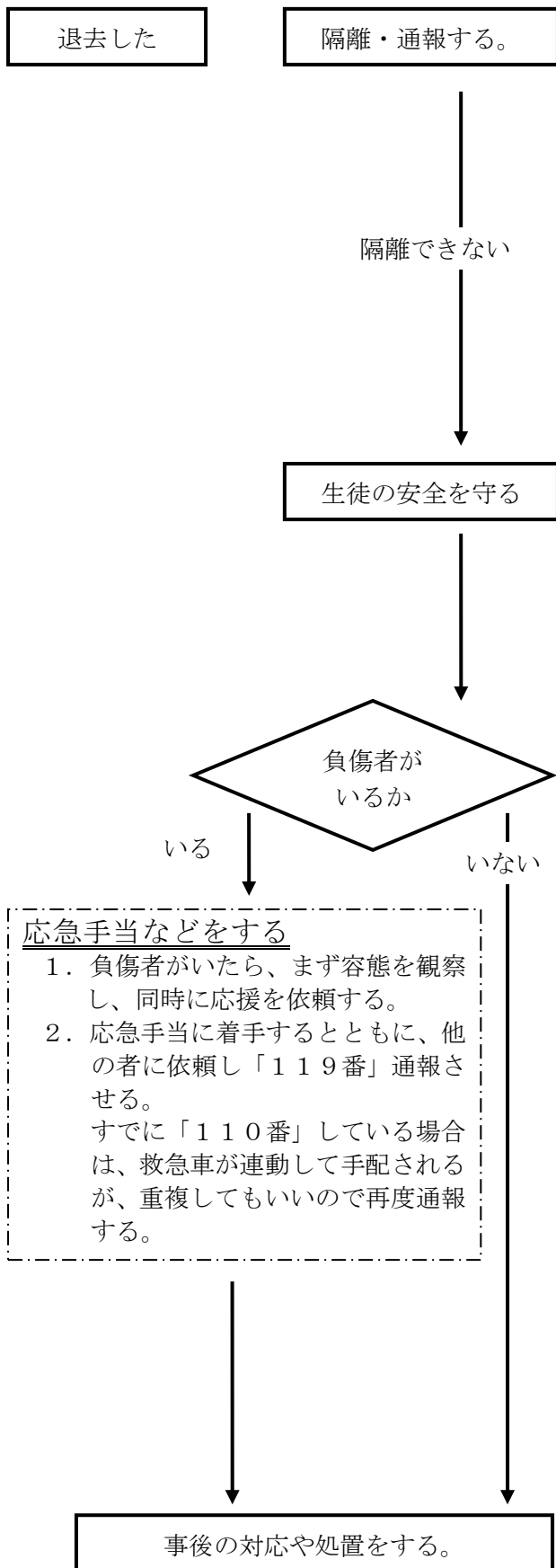
1. 受付を通っているかチェックする。
 - (1) 来校者の名札をつけているか。
 - (2) 受付を無視したり不審な行動をしていないか。
2. 声をかけて用件を尋ねる。
 - (1) 用件が答えられるか。また、正当なものか。
 - (2) 保護者なら、子供の学年・組・氏名が答えられるか。
 - (3) 教職員に用事がある場合、氏名・学年・教科等の担当者が答えられるか。
3. 順路を外れていたたり、不自然な場所に立ち入っていないか。
4. 凶器や不審な物を持っていないか。
5. 不自然な行動や暴力的な態度は見られないか。

退去を求める際の対応

1. 不審者侵入時の教職員の役割分担に従い、他の教職員に連絡し、協力を求める。
2. 言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に退去するように説得する。
※相手に対応するときには、身を守るために1メートルから1.5メートル離れる。
3. 次のような場合は、不審者として「110番」通報する。
 - (1) 受付を無視し、無理に立ち入ろうとする。
 - (2) 退去の説得に応じようとしない。
 - (3) 暴力的な言動をする。
4. 一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届けて門を閉める。
5. 再度侵入したり、学校周辺に居続ける可能性があるため、しばらくの間、対応した職員はその場に残留して様子を見る。
6. 警察や教育委員会に報告し、学校周辺、通学路等のパトロールの強化や近隣の学校等へ情報提供する。

危害を加える恐れはないか

1. 刃物・銃・棒・灯油やガソリンのような液体・大きな荷物（異常なふくらみ）
 - (1) 凶器を所持していたら、直ちに「110番」通報する。
 - (2) 不審者が興奮しないように、丁寧に落ち着いて対応し、警察が到着するのを待つ。
 - (3) 凶器を隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。
2. 言動に注意する。
 - (1) 暴力を行使しようとする。
 - (2) 制止を聞かず、興奮状態である。
 - (3) 言動が不自然であったり、要領を得ないこと言っている。



隔離・通報する

1. 別室に案内し、隔離する。
凶器などを持っていない場合は、応接室（入り口付近、出入口が1カ所で強固な扉の部屋などに案内し、隔離する。
不審者は、先に奥へ案内し、対応者は身を守るために後から入り口近くに位置し、直ぐに避難できるように入口の扉は開放しておく。
2. 暴力行為抑止と退去の説得をする。
・複数の教職員で対応する。
・言動に注意し、間合いをとりながら説得する。
3. 警察「110番」に通報するとともに、教職員に周知する。
・校内放送で教職員に周知する。
4. 言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に退去するように説得する。
※相手に対応するときは、身を守るために1メートルから1.5メートル離れる。

生徒の安全を守る

1. 防御（暴力の抑止と被害の防止）する。
生徒から注意をそらさせ、不審者を生徒に近づけないようにすることで、被害（の拡大）を防止しながら、警察の到着を待つことが防御の目的である。
(1) 応援を求める。
・大声を出す。 ・防犯ベルで知らせる。
・警報装置や通報機器等で知らせる。
・校内放送で知らせる。
(2) 身近な物で不審者との距離をとり、移動を阻止する。
・防御に利用できる身近な物の例→モップ等の掃除用具・消火器・机など
2. 生徒を掌握し、安全を守る。
(1) 授業中は、授業担当者が掌握し、安全を守る。他の役割に移行する場合は、近くの教職員に掌握・誘導等を依頼する。
(2) 授業以外の場合は、あらかじめ分担した者が担当場所で掌握し、安全を守る。
(3) 教職員または全校に緊急連絡をする
(4) 担当者は、校内外の巡視をする。
3. 避難の誘導をする。
(1) 教室等への侵入などの緊急性が低い場合は、すぐ避難できるように、生徒を教室等で待機させる。
(2) 教室等への侵入の恐れがある場合は、生徒と不審者の間に教職員が入り、両者を引き離し、生徒を職員室など大人のいる場所に避難させる。
(3) 避難の指示がある場合はそれに従う。教室等に不審者が侵入した場合には、指示がなくても生徒が避難できるように訓練しておく。

(3) 事後の対応や処置

